

1. 運行の行動基準

1. 高圧ガス保安法及び自動車六法（道路運送法、貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法、道路法、道路運送車両法、道路交通法、大気汚染防止法等他、）（以下「法令」という）など事業遂行に必要な法律を遵守する。
2. 荷主配送指示を何らかの理由により変更するときは、配送指示者の了解をもって変更する。
3. 日常業務において、車輛管理ならびに整備を行うこと。
4. 乗務員の管理を行う。
5. 事故・不祥事発生時、荷主の関係部署に速やかに連絡する。
6. 問題解決の対応を荷主関係部署と相談の上、速やかに行う。
7. 顧客の変化など、情報がある場合は、速やかに荷主に連絡する。
8. 荷主からの支給品を管理する。
9. 下請業者への指導、管理を行う。
10. 点呼は法令に従って行う。（特に、始業時の点呼は運行指示書の納入先の確認、ジョイント持参の確認、分析表の確認、顧客カード、交通KYマップの注意事項等を乗務員と共に再度チェックを行う。）
11. 荷主の運行管理システム等を管理し、適切に運用すること。
12. 安全に関する会合、トレーニングを定期的に行い、常に乗務員の安全に対する意識の向上をはかる。
（安全衛生委員会の開催、ヒヤリハット活動、危険予知トレーニング、緊急時処置訓練、緊急時通報訓練、等）
13. 車両駐車場のセキュリティ体制を管理すること。
14. 運行管理者はコンプライアンス違反になるような運行の指示はしない。
15. 管理者は荷主の発行する基準書、各種書類、及び情報を乗務員に教育し、周知徹底させること。
（例、車両取扱い基準書、運行基準書、水平展開、安全指導月報等、荷主基準書等）

2. 乗務員の運行および操作基準

1. 出発前の始業点検を行い、管理者の点呼後に運行する。（道路運送車両法、高圧ガス保安法等、法令に基づいて実施し、又、各荷主が定める車両運行基準書・操作要領書等）に従う。
2. 定められた携行品の有無を確認のうえ携行し、また乗務員プレート掲示車両には車輛の後部に掲示し運行する。
3. 運行は道路交通法、道路運送車両法、高圧ガス保安法等、法令に従い行う。（その他注意点は、運行基準書・要領書等に従う。）
4. 終業点検を行い、管理者の点呼時に車両の異常及び顧客でのCE不具合、ガス充填供給等に問題点があれば迅速に報告する。
（道路運送車両法、高圧ガス保安法等、法令に基づいて実施し、又、運行基準書・要領書に従う。）
5. 日常点検時には、特にホイールナット・ボルト関係の点検（脱落・損傷がないか）を確実にを行う。
（その他注意点は、道路運送車両法等、法令に従う）

6. 運行中、異常発生時は基準書・要領書等に従い行う。
7. 積み込み作業は基準書・要領書等に従い行う。
8. 納入作業は基準書・要領書等に従い行う。
9. 積み込み、納入作業時、異常のある場合、基準書・要領書等に従い措置をとる。
10. テンタ等(チャート紙)には全てのことが記録されるので、無謀運転、制限速度オーバーは絶対にしない。
11. アイドリング時間の短縮、過度のエンジン回転の抑制等環境保護に努める。
12. 伝票発行及びハンディ・ターミナル入力操作でミスをしな。又、取り扱いには十分注意し、損傷、紛失しないようにする。
13. 配送指示に従って、正しく納入する。
14. 最高積載重量をオーバーしない。
15. 顧客CEおよびタンクローリー・容器等に過充填をしない。
16. 標準的配送時間(客先ルートに応じた)を理由もなく過度に超過しない。
17. 自己の健康管理を良く行い、予定された業務を行う。

3. 乗務員の安全に対する基準

1. 事故に巻き込まれない防御運転技術を身につける。
2. 他の道路使用者から苦情を言われな。い運転をする。
3. 業務のみならずプライベートにおいても交通違反をしない。
4. 道路、客先等において、事故を起こさない。
5. 走行時の安全性を確保するため適正な措置をとる。
 - 安全弁を噴かさな。い。
 - 液洩れをさせない。
 - 道路に搭載物を落とさない。
 - 携帯電話の使用をしない。(ハンズフリー装置での運転中の使用もしない。)
 - 制限速度以上にスピードを出さない。
 - 安全な車間距離を確保する。
 - エコ運転走行を実施する。
6. 定められた作業においては、保護具(フェースガード付きヘルメット、安全靴、皮手袋等)の着用をする。
尚、納入先・仕入先での基準で別途保護具が定められている場合には構内基準に従うこと。(ローリー車において、フェースガードの着用は、積み込み、充填時でローリー操作盤の扉が開いている時には必ず着用すること。)
7. 出発前点検および終業点検において、安全工具を含め、必ず安全面に係わるチェックを行う。

8. タイプの異なる車輛が運転できるよう、進んで教育等を受け資格習得する。
9. イエローカード、MSDS、緊急連絡先、異常時対応フローを車輛に搭載し、顧客納入時は顧客カードを携行する。
10. 荷主が定めた基準書類の内容を遵守し、ルールを守ること。
11. 車輛の停車時(乗務員の足が地面についている時)は車止めをすること。そして、車輛の出発前にはオイル・燃料などの漏れがないかを確認の上、車輛の周囲を一周し、異常がなければ出発すること。
12. 車両駐車の時、エンジンキ-は適切に管理すること。
13. 作業の確認作業は必ず指差呼称にて実施すること。

4. 乗務員の顧客サービス基準

1. 常に身だしなみを整え、客先においては、常に礼儀正しく誠意ある行動、言動をする。特に、客先のルールは厳守する。
2. 顧客サービスの重要な要素は、顧客のニーズを理解することであり、特別な指示のあるものは納入前に理解しておくこと。
3. 配送効率と顧客サービスに係わる問題点があれば、営業所長を通じて、配送担当者と、それを改善するためにコミュニケーションを図る。
4. 客先にて不具合が発生したときは、客先の担当者(氏名確認のこと)はもちろんのこと、営業所長および荷主物流センター等に適切に連絡する。

5. 乗務員の行動基準

1. 荷主の基準、法律および指示されていることについては従う。(例 走行中の携帯電話使用禁止等)
2. 休日ならびに就業時間外の時間において、次の乗務に備え体調ばかりでなく精神面においても自己管理する。体調の悪いときは、事前に運行管理者に相談する。(例 疲労、二日酔い等)
3. 常に清潔なユニホームを着用する。
4. 車輛は常にクリーンにしておく。ドライバ-の快適および安全のため、キャビン内をクリーンにしておく。また、キャビン外においては、ミラ-、ライト、ナンバープレート等も綺麗にしておく。
5. 常にプロ意識を持ち、誠意ある対応をする。人に不快感を与えない。
6. 問題が発生すれば、解決に向けて建設的な行動をとる。
7. 顧客、管理部門、同僚に対し、建設的かつ積極的な支援、助力を行う。
8. 緊急時においては迅速に緊急連絡、応急処置等の対応を行う。